

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの  
当法人は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

#### （2）固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
- ③ リース資産  
当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

#### （3）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

#### （4）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### （5）退職給付引当金の計上基準

- ① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ② 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

#### （6）役員退職慰労引当金の計上基準

当法人は、役員及び評議員の退職慰労金の支払いに備えるために、期末時の在任期間に応じた要支給額を役員退職慰労引当金に計上している。

#### （7）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、最終改正令和元年 5 月 7 日厚生労働省令第 1 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合

には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

#### (8) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

(注) 就業規則第2条に規定する正規職員及び常勤的パートタイマー職員

### 4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(6)に記載するそれぞれの事業区分において、主として社会福祉事業または収益事業を実施する拠点区分を運営しているため、(1)～(5)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業区分における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (6) 当法人が運営するそれぞれの事業区分における各拠点区分と当該拠点区分において実施するサービス区分の内容  
(社会福祉事業区分)

ア 法人本部拠点

「法人本部」

イ 障害者支援施設 富岳の園拠点(社会福祉事業)

「施設入所支援 富岳の園」

- 「生活介護 富岳の園」
- 「短期入所 富岳の園」
- 「就労継続支援B型（入所） 富岳の園」
- 「就労継続支援B型（通所） アークビレッジ富岳」
- 「障害者日中一時支援」（公益事業）
- ウ 障害者支援施設 富岳の郷拠点（社会福祉事業）
  - 「施設入所支援 富岳の郷」
  - 「生活介護 富岳の郷」
  - 「短期入所 富岳の郷」
  - 「障害者日中一時支援事業」（公益事業）
  - 「地域相談支援」
  - 「特定相談支援」
  - 「障害児相談支援」
  - 「市町相談支援」
  - 「発達障害者支援センター機能強化事業」（公益事業）
- エ 障害福祉サービス事業 富岳フレンドハウス拠点（社会福祉事業）
  - 「共同生活援助 富岳フレンドハウス」
  - 「共同生活援助 富岳ビラ」
  - 「共同生活援助 第二富岳ビラ」
  - 「共同生活援助 第三富岳ビラ」
  - 「共同生活援助 富岳ビラ・セルプ」
  - 「共同生活援助 富岳富士見ハイム」
  - 「共同生活援助 富岳中山ハイム」
  - 「共同生活援助 富岳グリーンハウス」
- オ 障害福祉サービス事業 セルプ・アムール拠点（社会福祉事業）
  - 「就労継続支援A型 セルプ・アムール」
- カ 障害児通所支援事業 富岳学園拠点（社会福祉事業）
  - 「児童発達支援センター 富岳学園」
  - 「放課後等デイサービス 富岳学園」
  - 「障害児日中一時支援事業 富岳学園」（公益事業）
  - 「保育所等訪問支援 富岳学園」
- キ 障害児通所支援事業 富岳裾野学園拠点（社会福祉事業）
  - 「児童発達支援センター 富岳裾野学園」
  - 「放課後等デイサービス 富岳裾野学園」
  - 「障害児日中一時支援事業 富岳裾野学園」（公益事業）
  - 「保育所等訪問支援 富岳裾野学園」
- ク 富岳保育園拠点（社会福祉事業）

- 「富岳保育園」
  - 「富岳保育園放課後児童室」(公益事業)
  - ケ 富岳台保育園拠点(社会福祉事業)
    - 「富岳台保育園」
  - コ 富岳南保育園拠点(社会福祉事業)
    - 「富岳南保育園」
    - 「富岳南保育園放課後児童室」
  - サ 富岳キッズセンターあい拠点(社会福祉事業)
    - 「富岳キッズセンターあい」
  - シ 指定介護老人福祉施設 富岳一ノ瀬荘拠点(社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘」
    - 「指定短期入所生活介護 富岳一ノ瀬荘」
    - 「指定地域密着型通所介護 富岳中川原ホーム」
    - 「裾野市地域包括支援センター(地域包括支援センター)」(公益事業)
    - 「裾野市地域包括支援センター(指定介護予防支援事業)」(公益事業)
  - ス 指定介護老人福祉施設 オレンジシャトー富岳拠点(社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム オレンジシャトー富岳」
    - 「指定短期入所生活介護 オレンジシャトー富岳」
    - 「指定通所介護 富岳ギャザーホーム」
    - 「指定訪問介護 ヘルパーステーション富岳」
    - 「指定居宅介護支援事業 富岳リリーフセンター」(公益事業)
    - 「御殿場市地域包括支援センター富岳(地域包括支援センター)」(公益事業)
    - 「御殿場市地域包括支援センター富岳(指定介護予防支援事業)」(公益事業)
  - セ 指定介護老人福祉施設 富岳ダイヤモンドライフすその拠点(社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム 富岳ダイヤモンドライフすその」
    - 「指定短期入所生活介護 富岳ダイヤモンドライフすその」
    - 「介護職員初任者研修」(公益事業)
  - ソ ケアハウス 富岳エメラルドパレス拠点(社会福祉事業)
    - 「ケアハウス 富岳エメラルドパレス」
- (収益事業区分)
- ア 富岳太鼓拠点(収益事業)
    - 「富岳太鼓」

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の 種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	563,157,780	0	39,533,347	523,624,433
建物	4,027,874,567	19,886,790	243,471,912	3,804,289,445
合計	4,591,032,347	19,886,790	283,005,259	4,327,913,878

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 会計基準省令第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 会計基準省令第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

建物	《富岳保育園》 機能回復訓練棟の取壊しに伴う取崩額 6円	
	《セルフ・アムール》 パッケージエアコンの廃棄に伴う取崩額 24,543円	計 24,549円
構築物	《富岳保育園》 ネッシー（遊具）の廃棄に伴う取崩額 1円	
機械及び装置	《セルフ・アムール》 全自動ホイロの廃棄に伴う取崩額 1円	
車輛運搬具	《富岳の郷》 ダイハツカーブ他1台の廃棄に伴う取崩額 2円	
	《セルフ・アムール》 三菱ミニキャブバンの廃棄に伴う取崩額 1円	
	《富岳一ノ瀬荘》 キャババンチエアキャブの廃棄に伴う取崩額 1円	計 4円
器具及び備品	《富岳ダイヤモンドライフすその》 フードプロセッサ2台の廃棄に伴う取崩額 2円	

## 7. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 富岳学園	20,533,647 円
土地（基本財産） 富岳保育園	47,911,843 円
建物（基本財産） 富岳の郷	1,274,230,141 円
建物（基本財産） 富岳保育園	42,309,027 円
建物（基本財産） 富岳ダイヤモンドライフすその	948,061,402 円
建物（基本財産） 富岳エメラルドパレス	258,036,879 円
土地（その他の固定資産） 富岳学園	14,400,000 円
土地（その他の固定資産） 富岳保育園	33,600,000 円
建物（その他固定資産） 富岳の郷	13,088,271 円
建物（その他固定資産） 富岳学園	278,790,605 円
建物（その他固定資産） 富岳保育園	506,354,406 円
計	<u>3,437,316,221 円</u>

(2) 担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳の郷	518,616,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳学園	100,000,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳保育園	120,000,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳ダイヤモンドライフすその	806,364,055 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳エメラルドパレス	220,367,784 円
計	<u>1,765,347,839 円</u>

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額、期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	7,253,825,307	3,449,535,862	3,804,289,445
建物	932,366,691	125,385,450	806,981,241
構築物	614,247,064	247,334,531	366,912,533
機械及び装置	110,963,086	48,082,174	62,880,912
車輛運搬具	173,352,014	161,486,613	11,865,401

器具及び備品	698,558,928	446,870,825	251,688,103
有形リース資産	68,647,332	58,638,678	10,008,654
合計	9,851,960,422	4,537,334,133	5,314,626,289

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	341,479,480	300,000	341,179,480
未収金	2,680,350	0	2,680,350
立替金	3,925	0	3,925
その他の固定資産	800,000	800,000	0
合計	344,963,755	1,100,000	343,863,755

### 10. 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

### 12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

### 13. 重要な後発事象

#### (1) 障害福祉サービス事業 セルフ・アムールの事業廃止

当年度において、社会福祉事業区分において実施されていた障害福祉サービス事業(障害福祉サービス事業 セルフ・アムール拠点区分)は令和3年5月31日をもって事業廃止した。

これにより、当該事業から生じていた事業活動収入 137,659 千円と事業活動支出 134,175 千円が減少することとなる。また、当該事業から生じていた支払資金残高 19,354 千円は富岳の園拠点区分に移管することとした。

#### (2) 店舗事業マハロの事業開始

令和3年6月から、収益事業区分において店舗事業(マハロ拠点区分)を開始することになった。

このことにより、約 104,058 千円の収入及び 98,328 千円の支出が予定されている。

#### 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

##### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	7,113,294 円	7,148,168 円
② 長期前払費用からの振替額	3,525,253 円	4,758,901 円
貸借対照表計上額	<u>10,638,547 円</u>	<u>11,907,069 円</u>

##### (2) リース取引関係

###### ① ファイナンス・リース取引

###### (ア) 有形リース資産の内容

洗濯脱水機等（器具及び備品）、及びハイエースウェルキャブ（車両運搬具）である。

###### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

##### (3) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

###### ① 人件費積立金（富岳学園）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発・社援発・老発第 0312001 号、最終改正平成 29 年 3 月 29 日、雇児発 0329 第 5 号・社援発 0329 第 47 号・老発 0329 第 31 号、以下「雇児発第 0312001 号」という。）に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳学園の園舎改築費に充てるために富岳学園において 11,000,000 円を目的外取崩ししている。

###### ② 人件費積立金（富岳保育園、富岳台保育園、富岳南保育園）

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

雇児発 0903 第 6 号、最終改正平成 30 年 4 月 16 日子発 0416 第 3 号、以下「経理等通知」という。) の 1 の (6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の 1 及び『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」

(平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第 1 号、以下「雇児保発 0903 第 1 号通知」という。) の 5 に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳保育園の園舎改築費に充てるために富岳保育園において 19,400,000 円を目的外取崩ししている。

#### ③ 施設整備等積立金 (富岳学園)

「雇児発第 0312001 号」に規定されている将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳学園の園舎改築費に充てるために富岳学園において 12,500,000 円を取り崩している。

#### ④ 保育所施設・設備整備積立金 (富岳保育園、富岳台保育園、富岳南保育園、富岳キッズセンターあい)

「経理等通知」の 1 の (6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の 1、「雇児保発 0903 第 1 号通知」の 5、及び『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」(平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第 2 号、最終改正平成 29 年 4 月 6 日雇児保発 0406 第 1 号、以下「雇児保発 0903 第 2 号通知」という。) の (問 8) に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳保育園の園舎改築費に充てるために富岳保育園において 156,848,000 円、及び富岳キッズセンターあいにおいて 20,000,000 円を取り崩している。

## ⑤ 工賃変動積立金（富岳の園）

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知 雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、最終改正平成 31 年 3 月 29 日子総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 3 号・障障発 0329 第 5 号・老総発 0329 第 2 号、以下「運用上の留意事項」という。）の別紙 19 の(3)アにおいて設定することができることとされた、毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備えて積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に際して、予め理事会の承認を得た上で取崩すものである。

## ⑥ 設備等整備積立金（セルフ・アムール）

「運用上の留意事項」の別紙 19(3)イにおいて設定することができることとされた、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に際して、予め理事会の承認を得た上で取崩すものである。

## ⑦ 修繕積立金（本部、富岳の園、富岳フレンドハウス、富岳学園、富岳一ノ瀬荘、オレンジシャトー富岳、富岳太鼓）

将来発生が見込まれる当該施設の建物等の修繕に要する支出のために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取崩すものである。

なお、当年度において、富岳学園の園舎改築費に充てるため富岳学園において 19,000,000 円を取り崩している。

## ⑧ 施設建替資金積立金（富岳一ノ瀬荘）

将来の施設建て替えに必要な資金に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取り崩すものである。

## ⑨ 施設整備等積立金（本部、富岳の園、富岳の郷、富岳フレンドハウス、富岳学園、富岳裾野学園、富岳一ノ瀬荘、オレンジシャトー富岳、富岳ダイヤモンドライフすその）

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改

善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳保育園の園舎改築費に充てるため富岳裾野学園において 30,000,000 円を取り崩している。

以 上

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 法人本部

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 役員退職慰労引当金の計上基準  
当拠点区分において、役員及び評議員の退職慰労金の支払いに備えるために、期末時の在任期間に応じた要支給額を役員退職慰労引当金に計上している。
- (3) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (4) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

該当する事項はない。

**4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) 法人本部拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
  - (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年 3月 29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。
  - (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、事業活動明細書(別紙3(㊹))の作成は省略している。

**5.基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,620,148	0	136,795	1,483,353
合 計	1,620,148	0	136,795	1,483,353

**6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 法人本部

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,981,740	498,387	1,483,353
建物	96,836,699	92,355,941	4,480,758
構築物	23,470,590	3,397,719	20,072,871
車輛運搬具	648,000	647,999	1
器具及び備品	14,512,681	12,816,335	1,696,346
合計	137,449,710	109,716,381	27,733,329

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	806,934	1,076,948
長期前払費用からの振替額	353,001	239,760
貸借対照表計上額	1,159,935	1,316,708

令和 3年 3月 31日現在

法人名               : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名        : 富岳の園

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の園

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害者支援施設 富岳の園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
  1. 施設入所支援 富岳の園
  2. 生活介護 富岳の園
  3. 短期入所 富岳の園
  4. 就労継続支援B型(入所) 富岳の園
  5. 就労継続支援B型(通所) アークビレッジ富岳
  6. 障害者日中一時支援
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	137,873,636	0	0	137,873,636
建物	407,801,132	0	21,727,570	386,073,562
合計	545,674,768	0	21,727,570	523,947,198

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,117,463,282	731,389,720	386,073,562
建物	5,408,127	5,408,117	10
構築物	69,671,592	57,041,378	12,630,214
機械及び装置	46,375,143	20,177,124	26,198,019
車両運搬具	48,754,988	47,854,561	900,427
器具及び備品	81,584,653	77,549,443	4,035,210
有形リース資産	21,606,120	21,606,120	0
合計	1,390,863,905	961,026,463	429,837,442

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の園

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	45,346,697	0	45,346,697
未収金	220,648	0	220,648
立替金	0	0	0
その他の固定資産	0	0	0
合計	45,567,345	0	45,567,345

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	243,084	159,311
長期前払費用からの振替額	470,454	846,456
貸借対照表計上額	713,538	1,005,767

### (2) リース取引関係

#### (ア) 有形リース資産の内容

自動充填包装機他2台(器具及び備品)である。

#### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

令和 3年 3月 31日現在

法人名               : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名       : 富岳の郷

## 1.重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

#### ③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

### (3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### (4) 退職給付引当金の計上基準

#### ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

#### ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

### (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

### (6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の郷

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害者支援施設 富岳の郷拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
  1. 施設入所支援 富岳の郷
  2. 生活介護 富岳の郷
  3. 短期入所 富岳の郷
  4. 障害者日中一時支援事業
  5. 地域相談支援
  6. 特定相談支援
  7. 障害児相談支援
  8. 市町相談支援
  9. 発達障害者支援センター機能強化事業
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,483,000	0	20,483,000	0
建物	1,333,193,644	218,790	59,182,293	1,274,230,141
合計	1,353,676,644	218,790	79,665,293	1,274,230,141

土地の当期減少額は、本部拠点区分への移管である。

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 スズキアルト他1台の廃棄に伴う取崩額 2円
  - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

#### 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	1,274,230,141円
建物(その他の固定資産)	13,088,271円
計	1,287,318,412円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(富岳の郷拠点区分)	518,616,000円
計	518,616,000円

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の郷

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,387,736,135	113,505,994	1,274,230,141
建物	14,590,000	1,501,729	13,088,271
構築物	170,231,335	22,349,086	147,882,249
機械及び装置	19,434,037	5,793,681	13,640,356
車輛運搬具	28,850,615	27,325,153	1,525,462
器具及び備品	187,276,522	75,467,740	111,808,782
有形リース資産	4,554,144	1,246,968	3,307,176
合計	1,812,672,788	247,190,351	1,565,482,437

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	69,517,904	0	69,517,904
未収金	406,943	0	406,943
立替金	0	0	0
その他の固定資産	0	0	0
合計	69,924,847	0	69,924,847

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

### 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1)前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	4,061,092	4,223,361
長期前払費用からの振替額	567,463	1,276,512
貸借対照表計上額	4,628,555	5,499,873

法人名           : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名     : 富岳フレンドハウス

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
 当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
 当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
- ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
 当拠点区分において、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
 当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
 当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5 月 7 日厚生労働省令第 1 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
 当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第 2 条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳フレンドハウス

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害福祉サービス事業 富岳フレンドハウス拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
1. 共同生活援助 富岳フレンドハウス
  2. 共同生活援助 富岳ビラ
  3. 共同生活援助 第二富岳ビラ
  4. 共同生活援助 第三富岳ビラ
  5. 共同生活援助 富岳ビラ・セルフ
  6. 共同生活援助 富岳富士見ハイム
  7. 共同生活援助 富岳中山ハイム
  8. 共同生活援助 富岳グリーンハウス
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉑))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	140,450,170	0	19,050,347	121,399,823
建物	10,649,392	0	3,030,956	7,618,436
合計	151,099,562	0	22,081,303	129,018,259

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	138,439,622	130,821,186	7,618,436
建物	14,033,397	10,060,456	3,972,941
構築物	6,902,020	6,902,006	14
車両運搬具	8,866,534	8,475,289	391,245
器具及び備品	4,864,518	4,726,330	138,188
合計	173,106,091	160,985,267	12,120,824

#### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,286,159	0	6,286,159
未収金	64,396	0	64,396
立替金	1,500	0	1,500
その他の固定資産	0	0	0
合計	6,352,055	0	6,352,055

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳フレンドハウス

#### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

#### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

#### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

##### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	99,850	32,949
長期前払費用からの振替額	324,731	554,040
貸借対照表計上額	424,581	586,989

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : セルフ・アムール

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第25号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害福祉サービス事業 セルフ・アムール拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙③)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : セルフ・アムール

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	17,754,954	0	0	17,754,954
建物	18,551,894	0	3,789,820	14,762,074
合計	36,306,848	0	3,789,820	32,517,028

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 パッケージエアコン天井厨房①(パン工場)の廃棄に伴う取崩額 24,543円
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 全自動ホイの廃棄に伴う取崩額 1円
  - ④車両運搬具 三菱キャブパン富士山480い9741の廃棄に伴う取崩額 1円
  - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	68,980,199	54,218,125	14,762,074
構築物	3,149,387	2,597,177	552,210
機械及び装置	19,059,470	19,059,455	15
車両運搬具	8,915,991	8,915,987	4
器具及び備品	4,440,108	4,402,587	37,521
合計	104,545,155	89,193,331	15,351,824

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,788,325	0	3,788,325
未収金	19,049	0	19,049
立替金	0	0	0
その他の固定資産	0	0	0
合計	3,807,374	0	3,807,374

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : セルフ・アムール

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	96,033	40,776
長期前払費用からの振替額	209,985	224,573
貸借対照表計上額	306,018	265,349

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳学園

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳学園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
  1. 児童発達支援センター 富岳学園
  2. 放課後等デイサービス 富岳学園
  3. 障害児日中一時支援事業 富岳学園
  4. 保育所等訪問支援 富岳学園
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳学園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,623,995	0	0	20,623,995
建物	19,774,536	0	2,244,401	17,530,135
合計	40,398,531	0	2,244,401	38,154,130

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	20,533,647円
土地 (その他の固定資産)	14,400,000円
建物 (その他の固定資産)	278,790,605円
計	313,724,252円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (富岳保育園)	120,000,000円
設備資金借入金 (富岳学園)	100,000,000円
計	220,000,000円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	127,290,986	109,760,851	17,530,135
建物	281,006,845	2,216,236	278,790,609
構築物	44,784,825	10,841,237	33,943,588
機械及び装置	6,616,067	282,150	6,333,917
車輛運搬具	13,676,020	8,874,109	4,801,911
器具及び備品	41,199,446	15,995,142	25,204,304
合計	514,574,189	147,969,725	366,604,464

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,777,143	0	21,777,143
未収金	146,200	0	146,200
立替金	0	0	0
合計	21,923,343	0	21,923,343

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳学園

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	317,190	237,382
長期前払費用からの振替額	46,871	173,052
貸借対照表計上額	364,061	410,434

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳裾野学園

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳裾野学園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㊸))
  - 1. 児童発達支援センター 富岳裾野学園
  - 2. 放課後等デイサービス 富岳裾野学園
  - 3. 障害児日中一時支援事業 富岳裾野学園
  - 4. 保育所等訪問支援 富岳裾野学園
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月 31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳裾野学園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	139,097,439	0	11,783,219	127,314,220
合計	139,097,439	0	11,783,219	127,314,220

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	209,796,753	82,482,533	127,314,220
構築物	8,516,997	4,534,442	3,982,555
車輛運搬具	9,591,601	9,077,183	514,418
器具及び備品	5,964,409	4,034,345	1,930,064
合計	233,869,760	100,128,503	133,741,257

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,277,507	0	19,277,507
未収金	147,600	0	147,600
立替金	0	0	0
その他の固定資産	0	0	0
合計	19,425,107	0	19,425,107

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	169,229	316,110
長期前払費用からの振替額	22,884	22,884
貸借対照表計上額	192,113	338,994

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳保育園

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳保育園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊾))
  - 1. 富岳保育園
  - 2. 富岳保育園放課後児童室
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊿))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳保育園

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	48,122,655	0	0	48,122,655
建物	94,592,620	0	5,476,881	89,115,739
合計	142,715,275	0	5,476,881	137,238,394

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 機能回復訓練棟建築工事費他 取り壊しに伴う取崩額 6円
- ②構築物 ネッシー 廃棄に伴う取崩額 1円
- ③機械及び装置 該当する事項はない。
- ④車両運搬具 該当する事項はない。
- ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

## 7.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	47,911,843円
建物(基本財産)	42,309,027円
土地(その他の固定資産)	33,600,000円
建物(その他の固定資産)	506,354,406円
計	630,175,276円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(富岳保育園)	120,000,000円
設備資金借入金(富岳学園)	100,000,000円
計	220,000,000円

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	246,160,284	157,044,545	89,115,739
建物	506,354,406	0	506,354,406
構築物	73,328,440	3,914,658	69,413,782
機械及び装置	11,361,950	0	11,361,950
車両運搬具	4,604,258	4,357,137	247,121
器具及び備品	80,988,957	34,961,432	46,027,525
合計	922,798,295	200,277,772	722,520,523

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,040,549	0	2,040,549
未収金	197,400	0	197,400
立替金	0	0	0
合計	2,237,949	0	2,237,949

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳保育園

### 1 1. 重要な後発事象

該当する事項はない。

### 1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	608,313	135,073
長期前払費用からの振替額	143,088	143,088
貸借対照表計上額	751,401	278,161

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳台保育園

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳台保育園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))の作成は省略している。
- (3) サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳台保育園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	35,288,383	0	2,568,499	32,719,884
合計	35,288,383	0	2,568,499	32,719,884

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	125,536,308	92,816,424	32,719,884
建物	5,220,927	5,220,920	7
構築物	11,544,867	10,849,324	695,543
車輛運搬具	5,184,285	3,714,644	1,469,641
器具及び備品	28,778,225	27,128,829	1,649,396
合計	176,264,612	139,730,141	36,534,471

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	362,110	0	362,110
未収金	137,079	0	137,079
立替金	0	0	0
合計	499,189	0	499,189

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	98,823	194,359
長期前払費用からの振替額	16,956	16,956
貸借対照表計上額	115,779	211,315

令和 3年 3月 31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳南保育園

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第 2 条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳保育園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙 3 (㊾))
  1. 富岳南保育園
  2. 富岳南保育園放課後児童室
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月 31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙 3 (㊿))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳南保育園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	48,240,701	0	4,484,577	43,756,124
合計	48,240,701	0	4,484,577	43,756,124

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	153,690,671	109,934,547	43,756,124
建物	6,167,717	6,167,707	10
構築物	7,785,308	7,151,985	633,323
車輛運搬具	3,732,185	2,262,544	1,469,641
器具及び備品	25,125,078	23,471,406	1,653,672
合計	196,500,959	148,988,189	47,512,770

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,512,205	0	1,512,205
未収金	166,588	0	166,588
立替金	0	0	0
合計	1,678,793	0	1,678,793

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	32,373	30,754
長期前払費用からの振替額	66,720	66,720
貸借対照表計上額	99,093	97,474

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳キッズセンターあい

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (3) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (5) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

**4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳キッズセンターあい拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))の作成は省略している。
- (3) サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

**5.基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	89,698,902	0	0	89,698,902
建物	265,993,727	0	14,653,474	251,340,253
合 計	355,692,629	0	14,653,474	341,039,155

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳キッズセンターあい

#### 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

#### 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	339,261,097	87,920,844	251,340,253
構築物	28,729,651	8,655,714	20,073,937
機械及び装置	916,056	410,316	505,740
車輛運搬具	1,660,598	1,660,594	4
器具及び備品	9,555,220	7,498,782	2,056,438
合計	380,122,622	106,146,250	273,976,372

#### 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

#### 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

#### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

#### 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

##### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	56,510	56,510
長期前払費用からの振替額	58,296	58,296
貸借対照表計上額	114,806	114,806

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳一ノ瀬荘

### 1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳一ノ瀬荘

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 指定介護老人福祉施設 富岳一ノ瀬荘拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))
  1. 特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘
  2. 指定短期入所生活介護 富岳一ノ瀬荘
  3. 指定地域密着型通所介護 富岳中川原ホーム
  4. 裾野市地域包括支援センター(地域包括支援センター)
  5. 裾野市地域包括支援センター(指定介護予防支援事業)
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	30,660,000	0	0	30,660,000
建物	111,162,876	0	8,610,334	102,552,542
合計	141,822,876	0	8,610,334	133,212,542

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 キャラバンチェアキャブの廃棄に伴う取崩額 1円
  - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	569,640,548	467,088,006	102,552,542
建物	2,748,573	2,454,344	294,229
構築物	78,025,484	78,004,807	20,677
機械及び装置	2,176,561	625,577	1,550,984
車両運搬具	10,790,534	10,790,530	4
器具及び備品	60,112,845	54,429,950	5,682,895
有形リース資産	20,796,840	20,796,840	0
合計	744,291,385	634,190,054	110,101,331

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳一ノ瀬荘

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	38,554,781	0	38,554,781
未収金	123,175	0	123,175
立替金	2,425	0	2,425
合計	38,680,381	0	38,680,381

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	247,967	248,866
長期前払費用からの振替額	235,304	235,304
貸借対照表計上額	483,271	484,170

### (2) リース取引関係

#### ①ファイナンス・リース取引

##### (ア) 有形リース資産の内容

電源リモートコントロールベット等(器具及び備品)である。

##### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : オレンジシャトー富岳

### 1.重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの  
 当拠点区分において、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
 当拠点区分において、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (3) 徴収不能引当金の計上基準  
 当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (4) 賞与引当金の計上基準  
 当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (5) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
 当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
 当拠点区分における期末在籍に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
 当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (7) 消費税の取扱い  
 当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : オレンジシャトー富岳

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 指定介護老人福祉施設 オレンジシャトー富岳拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
  1. 特別養護老人ホーム オレンジシャトー富岳
  2. 指定短期入所生活介護 オレンジシャトー富岳
  3. 指定通所介護 富岳ギャザーホーム
  4. 指定訪問介護 ヘルパーステーション富岳
  5. 指定居宅介護支援事業 富岳リリーフセンター
  6. 御殿場市地域包括支援センター富岳 (地域包括支援センター)
  7. 御殿場市地域包括支援センター(指定介護予防支援事業)
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	57,490,468	0	0	57,490,468
建物	244,008,699	19,668,000	13,981,998	249,694,701
合計	301,499,167	19,668,000	13,981,998	307,185,169

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	919,145,053	669,450,352	249,694,701
構築物	3,468,363	2,179,539	1,288,824
機械及び装置	4,883,002	1,720,671	3,162,331
車両運搬具	13,312,851	13,179,275	133,576
器具及び備品	63,532,429	35,985,840	27,546,589
有形リース資産	13,768,728	9,275,120	4,493,608
合計	1,018,110,426	731,790,797	286,319,629

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : オレンジシャトー富岳

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	46,416,354	0	46,416,354
未収金	368,089	0	368,089
立替金	0	0	0
合計	46,784,443	0	46,784,443

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	94,256	79,313
長期前払費用からの振替額	454,632	346,392
貸借対照表計上額	548,888	425,705

### (2) リース取引関係

#### ①ファイナンス・リース取引

##### (ア) 有形リース資産の内容

車椅子介護浴槽等(器具及び備品)である。

##### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (2) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

令和 3年 3月 31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳ダイヤモンドライフすその

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 指定介護老人福祉施設 富岳ダイヤモンドライフすその拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
  1. 特別養護老人ホーム富岳ダイヤモンドライフすその
  2. 指定短期入所生活介護 富岳ダイヤモンドライフすその
  3. 介護職員初任者研修
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳グイメントライフすその

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,020,225,587	0	72,164,185	948,061,402
合計	1,020,225,587	0	72,164,185	948,061,402

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 該当する事項はない。  
 ②構築物 該当する事項はない。  
 ③機械及び装置 該当する事項はない。  
 ④車両運搬具 該当する事項はない。  
 ⑤器具及び備品 フードプロセッサの廃棄に伴う取崩額 1円

## 7.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	948,061,402円
計	948,061,402円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(富岳グイメントライフすその拠点区分)	806,364,055円
設備資金借入金(富岳エメラルドパレス拠点区分)	220,367,784円
計	1,026,731,839円

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,453,207,380	505,145,978	948,061,402
構築物	65,980,536	22,182,727	43,797,809
機械及び装置	140,800	13,200	127,600
車両運搬具	7,437,644	7,025,700	411,944
器具及び備品	75,261,172	56,378,474	18,882,698
有形リース資産	7,176,924	4,969,054	2,207,870
合計	1,609,204,456	595,715,133	1,013,489,323

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	72,417,292	300,000	72,117,292
未収金	234,233	0	234,233
立替金	0	0	0
その他の固定資産	800,000	800,000	0
合計	73,451,525	1,100,000	72,351,525

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳が 仲間 ドライヴすその

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	106,830	106,830
長期前払費用からの振替額	438,348	438,348
貸借対照表計上額	545,178	545,178

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

パソコン23台他（器具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳エメラルドパレス

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) ケアハウス 富岳エメラルドパレス拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳エメラルドパレス

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	277,673,789	0	19,636,910	258,036,879
合計	277,673,789	0	19,636,910	258,036,879

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 該当する事項はない。  
 ②構築物 該当する事項はない。  
 ③機械及び装置 該当する事項はない。  
 ④車両運搬具 該当する事項はない。  
 ⑤器具及び備品 フードプロセッサの廃棄に伴う取崩額 1円。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	258,036,879円
計	258,036,879円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(富岳ダイヤメントライフすその拠点区分)	806,364,055円
設備資金借入金(富岳エメラルドパレス拠点区分)	220,367,784円
計	1,026,731,839円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	395,495,249	137,458,370	258,036,879
構築物	17,964,669	6,039,733	11,924,936
器具及び備品	13,951,175	10,727,255	3,223,920
有形リース資産	744,576	744,576	0
合計	428,155,669	154,969,934	273,185,735

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	13,611,710	0	13,611,710
未収金	19,500	0	19,500
立替金	0	0	0
合計	13,631,210	0	13,631,210

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳エメラルドパレス

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	14,567	144,145
長期前払費用からの振替額	116,520	116,520
貸借対照表計上額	131,087	260,665

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

電話機一式（器具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳太鼓

**1. 重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 消費税の取扱い  
 当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2. 重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3. 採用する退職給付制度**

該当する事項はない。

**4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) 富岳太鼓拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
  - (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅹ))の作成は省略している。
  - (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅺ))の作成は省略している。

**5. 基本財産の増減の内容及び金額**

該当する事項はない。

**6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当する事項はない。

**7. 担保に供している資産**

該当する事項はない。

**8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	693,000	692,999	1
車輛運搬具	7,325,910	7,325,908	2
器具及び備品	1,411,490	1,296,935	114,555
合計	9,430,400	9,315,842	114,558

**9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**

該当する事項はない。

**10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳太鼓

### 1 1. 重要な後発事象

該当する事項はない。

### 1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	60,243	65,481
長期前払費用からの振替額	0	0
貸借対照表計上額	60,243	65,481